

医療安全講習会の開催予定について

本年 4 月に改正医療法が施行され、無床診療所においても、医療安全の確保が義務づけられた。このため、平成 19 年度は、無床診療所を対象に医療安全講習会を実施することといたしたい。

平成 19 年度 医療安全講習会実施概要（案）

時期	1 回目	平成 20 年 3 月 中旬	平成 20 年 3 月 中旬
	2 回目	平成 20 年 3 月 中旬	平成 20 年 3 月 中旬
対象者	無床診療所（一般）の 管理者・事務長・看護師等		無床診療所（歯科）の 管理者・事務長・歯科衛生士等
会場	WEST 1 9（札幌市中央区大通西 19 丁目） 5 階 講堂		
対象施設 及び 施設数	無床診療所（一般） 対象施設数：約 1,100 施設 （平成 19.4.1 現在 1,087 施設）		無床診療所（歯科） 対象施設数：約 1,200 施設 （平成 19.4.1 現在 1,218 施設）
講習会内容	（ 1 ）医療安全の確保について （ 2 ）その他		（ 1 ）医療安全の確保について （ 2 ）その他